

事業ごみ Q&A

Q

福祉施設（グループホーム等）や社員寮から排出される廃棄物は？

福祉施設（グループホームや老人ホーム等）や社員寮から排出される廃棄物は、建物の中のどの部分から排出されたかにより、取扱いが変わります。

各居室から
排出された廃棄物一般家庭から
排出された廃棄物

»

家庭ごみ

共有スペース（※）から
排出された廃棄物事業活動に伴って
排出された廃棄物

»

事業ごみ

※ 共有スペース … 各居室以外のスペースで食堂、調理場、共同トイレ・浴室、廊下等

Q

住居兼店舗（事務所）から排出される廃棄物は？

店舗（事務所）部分から排出された廃棄物は、**事業ごみ**です。集積所に出さないでください。住居
店舗
(事務所)住居部分から
排出された廃棄物

»

家庭ごみ

店舗（事務所）から
排出された廃棄物

»

事業ごみ

事業ごみと家庭ごみを
混ぜて捨てちゃダメだよ

問い合わせ先 一覧

上尾市の環境センター（本ガイドに関するお問い合わせはこちら）

名称	所在地	連絡先	処理手数料
西貝塚環境センター	上尾市西貝塚35-1	電話 048-781-9141 FAX 048-781-9166 Mail s257000@city.ageo.lg.jp	10kg につき 250円

上尾市一般廃棄物収集運搬業許可業者を探す

名称	収集運搬手数料
上尾市 西貝塚環境センター 「一般廃棄物収集運搬業許可業者について」を参照 https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s257000/	業者によって異なります。 直接許可業者にお問い合わせください。

紙類のリサイクル業者（古紙問屋）

名称	所在地	連絡先	受入条件等
(株)宮崎 上尾営業所	上尾市領家1133-1	電話 048-725-3886	業者によって異なります。 直接リサイクル業者にお問い合わせください。
(株)今井 上尾営業所	北足立郡伊奈町小室7072-1	電話 048-722-1334	
(株)ハイグレード21	さいたま市北区吉野町1-397-2	電話 048-661-5330	

産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）許可業者を探す

名称	処理手数料
一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会 「会員情報検索」を参照 https://saitama-sanpai.or.jp/	業者によって異なります。 直接許可業者にお問い合わせください。

上尾市

令和6年12月版

上尾市
イメージキャラクター
“アッピー”と学ぶ

事業ごみ 適正処理ガイド



一緒に勉強しよう

廃棄物の種類

廃棄物（ごみ）

事業活動に伴って発生する廃棄物（事業ごみ）

会社、事務所、商店、飲食店、工場から排出される廃棄物だけでなく、学校、病院、保育所、福祉施設、個人事業、内職、自治会、マンション管理組合、NPO法人（非営利団体）、農業、宗教法人、PTA、住宅兼店舗の店舗部分から排出された廃棄物等も含まれます。

- » 家庭ごみを出す集積所には出せません。
- » 自治会費を納めている事業所でも 集積所には出せません。
- » 事業ごみを集積所に出す行為は 不法投棄（犯罪）です。

一般家庭から発生する廃棄物（家庭ごみ）

営利目的でなくても
事業活動に
含まれるんだ

産業廃棄物

法令で定められた **20種類** の廃棄物

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

- » 西貝塚環境センターへの搬入は禁止です。
- » 産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可を受けている業者に依頼し、適正に処理してください。

詳細は2ページ

事業系一般廃棄物

事業ごみの中で 産業廃棄物 に該当しない
全ての廃棄物

- » 事業者が自ら西貝塚環境センターに搬入するか、上尾市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている収集業者に依頼してください。（他市町村の許可では上尾市内の事業所から発生する事業系一般廃棄物の収集運搬を委託できません。）
- » 古物商の許可では、廃棄物（ごみ）を取扱うことはできません。

詳細は2,3ページ

不法投棄は 絶対ダメ



注意！！

事業ごみを集積所に出す行為は **不法投棄（犯罪）** です。不法投棄の罰則は、最大で **5年** 以下の懲役 もしくは **1千万円** 以下の罰金（法人には **3億円** 以下）、または **その両方** が科せられます。

産業廃棄物の種類

※ 従業員等の **個人消費**（個人で購入し食べた）に伴う廃棄物は、**事業系一般廃棄物** として取扱います。

あらゆる事業活動に伴うもの

≫ 西貝塚環境センターへの 搬入禁止

- ① 燃えがら ② 汚泥 ③ 廃油 ④ 廃酸 ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類（※）
⑦ ゴムくず ⑧ 金属くず（※） ⑨ ガラスくず（※）・コンクリートくず・陶磁器くず
⑩ 鋳さい ⑪ がれき類 ⑫ ばいじん

特定の事業活動に伴うもの

≫ 業種によって 一部が事業系一般廃棄物 に該当

- ⑬ 紙くず ⑭ 木くず ⑮ 繊維くず ⑯ 動植物性残渣^{ざんさ}
⑰ 動植物性固形不要物 ⑱ 動物のふん ⑲ 動物の死体

こんなに 細かく
分かれているんだ



その他

≫ 西貝塚環境センターへの 搬入禁止

- ⑳ 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

◎ 特別管理産業廃棄物

（爆発性、毒性、感染性などにより、人の健康または生活環境に被害を生じる恐れのあるもの）

事業系一般廃棄物の例

西貝塚環境センターで受入れできるもの

≫ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか、事業者自ら搬入する

区 分	受入れできる廃棄物	注意事項
紙くず (紙類)	- リサイクルできない紙類 (例) カーボン紙、複写伝票、感熱紙、防水加工された紙製容器、匂いや汚れのついた紙製容器・包装紙、使用済みティッシュ 等 ★ 個人情報が掲載された書類 は、リサイクルできない紙類 に含まれません。	- 建設業 から排出される包装材、段ボール、壁紙は、産業廃棄物 です。 - 紙加工品製造業、新聞業、製本業 等から排出される紙加工品、板紙、書籍 等は産業廃棄物 です。
動植物性残渣 ^{ざんさ} (生ごみ)	ちゅうかい - 厨芥ごみ (卸売市場、飲食店、スーパー、小売店、ホテル 等から排出されたものに限る。) - 残飯、茶がら 等	- できるだけ水分や油分を切ってください。 - 食料品製造業、パン製造業 等から排出されたものは、産業廃棄物 です。
プラスチック	弁当の容器、菓子の包装袋 等 (従業員の 個人消費 で生じたものに限る。)	事業者が、従業員の弁当等を発注・提供した場合は、産業廃棄物 です。

区 分	受入れできる廃棄物	注意事項
紙おむつ 等	- 紙おむつ - ペットシート - 猫砂 (木系、紙系、おから系の猫砂に限る。)	- 病院、介護施設、動物病院、ペットショップ 等から排出されたものは、事業系一般廃棄物として取扱います。 - 固形物（汚物）を取り除いてください。 - 感染性の（疑いのある）ものは 産業廃棄物 です。 - 鉱物系の猫砂は 産業廃棄物 です。
木 (木くず)	家具を解体した木片 等 (中古品小売業 等から排出されたもの。)	- 家具を解体した木片は、金属・プラスチック・ガラスを取り除き、60cm×10cm以内の大きさにして搬入してください。 - 家具製造業 等から排出される 残材、チップ、おがくず 等は 産業廃棄物 です。 - 建設業 から排出される 型枠、解体材、残材、抜根、伐採材 は 産業廃棄物 です。 - 木製パレット、木製とプラスチック等の一体物（机や椅子）は、全業種 産業廃棄物 です。
枝・草	剪定枝、刈草 等 (枝は太さ10cm以内、長さは60cm以内に切ったものに限る。)	- 事業者自らが、事業所敷地内の管理に伴い、剪定・除草し、枝草を搬入をする場合、搬入者が当該事業所の従業員であることが分かる書類（社員証等）と市内事業所の所在地が分かる書類を持参してください。 - 剪定・除草を委託された造園業者等が搬入する場合、契約書の写し（市内事業所の所在地と剪定等を委託されたことが分かる書類）を持参してください。 - 事業者自らが剪定・除草した枝草を、造園業者等が収集運搬することはできません。（一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないため。）

資源物として事業者がリサイクルするもの

≫ 西貝塚環境センターへの搬入はお控えください

区 分	種類（リサイクルするもの）
紙類	リサイクルできる紙類 (例) 段ボール、新聞紙、雑誌、カタログ、コピー用紙、機密文書、雑がみ (カレンダー、はがき、封筒、菓子箱、包装紙 等) 等
ペットボトル・びん・缶	- ペットボトル - 飲料びん - 飲料缶（スチール、アルミ）

事業系一般廃棄物のリサイクル推進にご協力ください。

ごみの減量に協力をお願いします

